

○建築計画概要書等閲覧規則

昭和46年2月19日

規則第17号

改正 昭和48年4月27日規則第31号

昭和59年8月6日規則第73号

平成元年12月22日規則第63号

平成4年11月25日規則第62号

平成11年4月30日規則第50号

平成17年6月17日規則第92号

平成19年3月30日規則第43号

平成22年3月30日規則第31号

平成24年3月30日規則第18号

建築計画概要書閲覧規則をここに公布する。

建築計画概要書等閲覧規則

(平11規則50・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定に基づき、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下「図書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(平11規則50・平17規則92・平22規則31・一部改正)

(閲覧の場所)

第2条 図書の閲覧は、図書閲覧所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。

2 閲覧所は、鹿児島県土木部建築課、地域振興局建設部土木建築課、始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関、熊毛支庁建設部建設課及び屋久島事務所建設課並びに大島支庁建設部建設課及び徳之島事務所建設課に置く。

(昭59規則73・平11規則50・平17規則92・平19規則43・平22規則31・平24規則18・一部改正)

(閲覧時間)

第3条 図書を閲覧できる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(平4規則62・一部改正)

(閲覧所の休日等)

第4条 閲覧所の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とする。

2 知事は、図書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は、閲覧時間を短縮することができる。

(昭48規則31・平元規則63・平4規則62・一部改正)

(閲覧の申出)

第5条 図書を閲覧しようとする者は、図書閲覧簿（別記第1号様式）に必要な事項を記入し知事の承認を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第6条 図書を閲覧する者は、係員から指示された場所で閲覧しなければならない。

2 図書は閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 知事は、各号の一に該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 図書を汚損し若しくは破損した者、又は、そのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼした者、又は、そのおそれがあると認められる者

(閲覧後の査閲)

第8条 図書の閲覧が終つた者は当該図書について係員の査閲を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月27日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月6日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年12月22日規則第63号）

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成4年11月25日規則第62号）

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第50号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成17年6月17日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。